

引き続き課題の残る 退職給付制度運営

枇杷高志

あずさ監査法人
ディレクター 年金数理人

■退職給付問題は解決したか？

企業年金制度をはじめとする退職給付制度については、二〇〇〇年の退職給付会計導入に機に問題が顕在化し、多くの企業の経営課題となっていた。しかしその後、上場企業の退職給付会計の状況は図1のとおり大きく改善している。例えば、年金資産の額は、二〇〇三年度末では退職給付債務の約半分に過ぎなかったが、二〇〇五年度末では退職給付債務の四分の三程度まで積み上がってきている。また、二〇〇五年度末の未認識差異の未処理額(退職給付債務と年金資産の差のうち企業がまだ引当てを行っていない部分)はほぼゼロになっている。

しかしながら、この改善は、二〇〇二年前後の法改正で代行返上や確定拠出年金の導入をはじめとする給付設計の見直しが実施できるようになったこと、こうした給付切り下げに対して従業員側の反発が比較的少なかったこと、そして二〇〇三年以降に株価が急回復したことともたらしたものと見える。本来、積立不足の問題は二〇〇〇年以前から生じており、それまでの時期においても、資産運用を見直すとか掛金の積み増しを行うといった対応は行えたと思われる。しかし現実には、企業側の問題認識も十分でなく、対応が後手に回っていたケースも少なくないと思われる。

そもそも、退職給付債務は、割引率をはじめとする数多くの前提条件による見積もり計算で得られるものであり、高い不確実性を持つ。また、年金資産も、有価証券に投資されているため、価格変動リスクを有する。最近では以前よりは保守的な資産運用を行う企業年金が増えているようだが、それでも平均的な企業年金では株式及び外貨建て資産への投資割合が年金資産の半分程度を占めるとのデータもある。

図1を見ると、依然として退職給付債務や年金資産の規模は小さいものではない。したがって、株価の低迷などで再び積立不足が拡大すれば、企業経営に少なからぬ影響を与えると考えられる。企業としては引き続き退職給付制度の運営に注意を払う必要があるだろう。

なお、図1のデータはあくまで上場企業の「平均」であり、個別企業ごとの積立状況を

見ると企業間のばらつきがかなり大きくなっている。他の企業に比べて対応が遅れ、いまだに大きな積立不足を抱えている企業もあるようだ。このほか、二〇一二年三月で廃止となる適格年金制度の改定、連結子会社の退職給付制度の管理の改善、企業の合併や買収時の退職給付債務の取り扱いや制度の統合など、個別にはさまざまな課題がある。

■退職給付制度を巡る新たな要請

前述の通り、退職給付制度の財務上の重要性は依然として大きい。企業のディスクロージャーを巡る規制の強化が進む状況から、加えて以下の点にも注意する必要があるだろう。

日本版SOX法の導入

企業の財務報告に関する適正性を確保するために企業の内部統制整備を義務付ける、いわゆる「日本版SOX法」が平成二十年にも適用される予定であるが、退職給付制度についても財務上の重要性は高く、適正な開示が行われるための内部統制整備が必要になると考えられる。

ここで、特に企業年金制度に関しては、資産運用や加入員データの管理、あるいは年金数理人による退職給付債務の計算など、社外に委託している業務が非常に多いことに注意が必要である。つまり、退職給付会計の根幹の数値となる退職給付債務や年金資産の額が適正かどうかは、生命保険会社や信託銀行などの外部

委託先の内部統制に依存するわけである。

なお、外部委託先の内部統制が十分かどうかを企業が実地検分などで直接確認するのは物理的に困難が伴うと思われるが、外部委託先がSAS70(独立監査人による受託業務の内部統制評価業務)について米国公認会計士協会が定めた基準)などの「内部統制検証」を受けていればこれを利用することも考えられよう。実際、米国で株式上市している日本の企業は既に先行して米国SOX法への対応を迫られており、わが国の信託銀行や生命保険会社等がこうした「内部統制検証」を受ける動きが出てきているようだ。

退職給付会計基準の国際的な見直し機運

欧米では退職給付会計そのものの枠組みを見直す動きも出てきている。例えば米国の財務会計基準委員会(FASB)では、今年九月に退職給付会計基準FAS87を見直しして新たにFAS158を制定したが、この結果、数理計算上差異などの認識をバランスシート上で即時に行うことが求められることとなった。また、FASBは、今後さらに数年をかけて、退職給付債務の評価方法を含めた抜本的な見直しを検討することを明らかにしている。

こうしたFASBの動きは、国際会計基準での検討と平仄をあわせたものようであり、退職給付会計の見直しは世界的な潮流であるといえる。

現在のわが国の退職給付会計基準では、発

生した差異を遅延認識することが認められているが、今後は海外の会計基準との調和という観点から少なからず影響を受ける可能性もあろう。そうなれば企業財務における退職給付制度運営の重要度が更に高まると考えられよう。

退職給付・年金へのガバナンス強化が必要

これまで、退職給付制度の運営は、経営者から見るとブラックボックス的な面が多く、これに対するガバナンスが十分に行えていたとは言いがたい。しかし、以前のような「後追い」の対応ではなく、あらかじめ起こりうるリスクを認識した上で適切な対策を講じ、問題が起こることを未然に防いでいくことこそ、あるべき「企業経営」の役割なのではないかと考えられる。

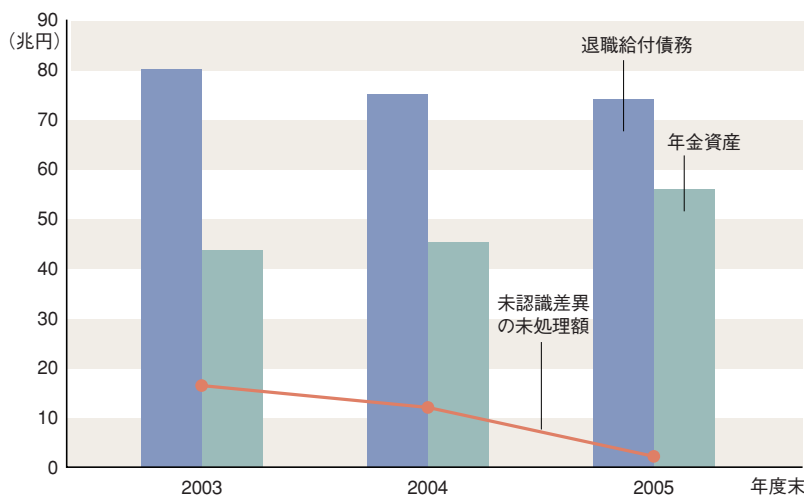
他方で、退職給付制度は従業員に対する重要な報酬制度である。単に財務負担の抑制だけを行うのではなく、従業員の満足度を高め、受給者の権利を守るという視点も必要である。さもなければ、従業員のモチベーションや生産性の低下を起しかねないのである。

このように、立場の異なる利害関係者の利益の調整は、財務部や人事部といった企業の特定の部門が単独で行うことは難しく、経営者自身が

総合的な判断に基づいて利害調整を行う必要があると考えられる。

昨今、コーポレート・ガバナンスの強化が要請され、財務諸表開示にかかる内部統制強化が求められていることから、退職給付制度のガバナンスの強化は企業経営者にとって引き続き取り組んで行くべき重要な課題といえるのではないだろうか。

図1 ● 東証一部上場企業の退職給付会計の状況



(出所) 日経メディアマーケティングのデータを用いて筆者が作成。
東証一部上場企業のうち三年連続でデータが取れる1543社を対象に集計。